

## 4 親事業者の禁止事項

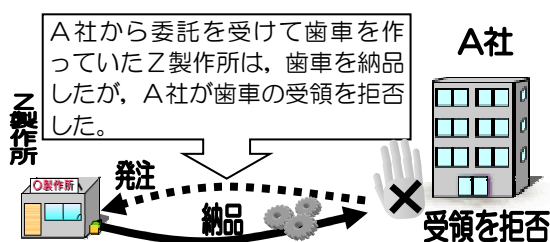
親事業者には次の11項目の禁止事項が定められています。たとえ下請事業者の了解を得ていても、また、親事業者に違法性の意識がなくても、これらの規定に触れるときには、下請法に違反することになりますので十分注意が必要です。

それぞれの禁止事項について、詳しく説明します。

禁 止 事 項	概 要
① 受領拒否（第4条第1項第1号）	注文した物品等又は情報成果物の受領を拒むこと。
② 下請代金の支払遅延 (同項第2号)	物品等又は情報成果物を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者が役務を提供した日）から起算して60日以内に定められた支払期日までに下請代金を支払わないこと。
③ 下請代金の減額（同項第3号）	あらかじめ定めた下請代金を減額すること。
④ 返品（同項第4号）	受け取った物を返品すること。
⑤ 買ったとき（同項第5号）	類似品等の価格又は市価に比べて著しく低い下請代金を不当に定めること。
⑥ 購入・利用強制（同項第6号）	親事業者が指定する物・役務を強制的に購入・利用させること。
⑦ 報復措置（同項第7号）	下請事業者が親事業者の不正な行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由としてその下請事業者に対して、取引数量の削減・取引停止等の不利益な取扱いをすること。
⑧ 有償支給原材料等の対価の早期決済（第4条第2項第1号）	有償で支給した原材料等の対価を、当該原材料等を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に相殺したり支払わせたりすること。
⑨ 割引困難な手形の交付 (同項第2号)	一般の金融機関で割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること。
⑩ 不当な経済上の利益の提供要請 (同項第3号)	下請事業者から金銭、労務の提供等をさせること。
⑪ 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し (同項第4号)	費用を負担せずに注文内容を変更し、又は受領後にやり直しをさせること。

## 1 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）

「受領拒否」とは、親事業者が、下請事業者に対して委託した給付の目的物を下請事業者が納入してきた場合に、「下請事業者の責に帰すべき理由」がないのに、受領を拒むことをいいます。



### ○「受領を拒む」

「受領を拒む」とは、下請事業者の給付の全部又は一部を納期に受け取らないことであり、以下の行為も含まれます。

- ① 発注を取り消しすること（契約の解除）により、給付の全部又は一部を発注時に定められた納期に受け取らないこと
- ② 納期を延期することにより、給付の全部又は一部を発注時に定められた納期に受け取らないこと

### ○ 下請事業者の責めに帰すべき理由

「下請事業者の責に帰すべき理由」があるとして、下請事業者の給付の受領を拒むことができるのは、次の①、②の場合に限られます。

#### ① 下請事業者の給付の内容が3条書面に明記された委託内容と異なる場合又は給付に瑕疵等がある場合

※ただし、次のような場合は、委託内容と異なること又は瑕疵等があることを理由として受領を拒むことは認められません。

- ア 3条書面に委託内容が明確に記載されていなかったり、検査基準が明確でなかったりしたために、給付の内容が委託内容と異なることが明らかでない場合
- イ 発注後に、検査基準を恣意的に厳しくすることにより、委託内容と異なる又は瑕疵等があるとして、従来の検査基準で合格とされたものを不合格とする場合
- ウ 取引の過程において、委託内容について下請事業者が提案し、確認を求めたところ、親事業者が了承したので、下請事業者がその内容に基づき製造等を行ったにもかかわらず、給付内容が委託内容と異なるとする場合

#### ② 下請事業者の給付が、3条書面に明記された納期までに行われなかったため、そのものが不要になった場合。

※ただし、次のような場合は、納期遅れを理由として受領を拒むことは認められません。

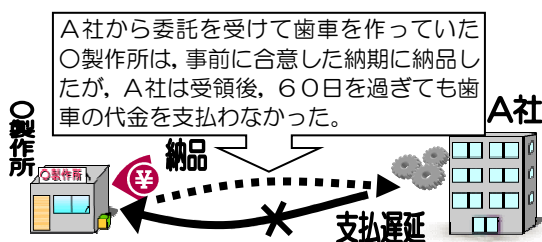
- ア 3条書面に納期が明記されておらず納期遅れであることが明らかでない場合
- イ 親事業者が原材料を支給する場合において、支給が発注時に取り決めた引渡し日より遅れた場合
- ウ 無理な納期を一方的に決定している場合

## ○受領拒否に該当する違反行為事例

- ① 下請事業者が既に受注部品を完成させているにもかかわらず、自社の生産計画を変更したという理由で、下請事業者に納期の延期を通知し、当初の納期に受領しなかった。
- ② 指定の納期に納品しようとした下請事業者に対して、売行き不振を理由として受領を拒否した。
- ③ 自社の取引先から納品延期を求められたことを理由に、あらかじめ定められた納期に下請事業者が製造した金属製品を受領しなかった。
- ④ 発注元からの仕様の変更を理由に、下請事業者が当初の仕様に従って製作したホームページのデータを受領しなかった。

## 2 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）

「下請代金の支払遅延」とは、物品等を受領した日（役務提供委託の場合は、役務が提供された日）から起算して60日以内に定めた支払期日までに下請代金を全額支払わないことをいいます。



- 親事業者は、下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、受領日から起算して60日以内に定めた支払期日までに下請代金を全額支払わないと下請法違反となります。

支払遅延となる行為は、支払期日の定められ方によって次の3つの場合に分けられます。

- (ア) 支払期日が受領日から60日以内に定められている場合は、その定められた支払期日までに支払わないとき。
- (イ) 支払期日が受領日から60日を超えて定められている場合は、受領日から60日目までに支払わないとき（この場合、下請法に定める範囲を超えて支払期日が設定されており、それ自体が支払期日を定める義務に違反します。）。
- (ウ) 支払期日が定められていない場合は、その給付の受領日に支払わないとき。

## ○受領日の考え方

支払期日の起算日となる受領日とは、以下の「給付の受領」があった日です。

製造委託又は修理委託における「給付の受領」とは、下請事業者の給付の目的物を検査の有無にかかわらず受け取り、自己の占有下に置くことです。親事業者の検査員が下請事業者の工場へ出張し検査を行うような場合には、検査員が出張して検査を開始すれば受領となります。

情報成果物の作成委託における「給付の受領」とは、給付の目的物として作成された

情報成果物を記録した CD-ROM 等の電子媒体を受け取り、自己の占有下に置くことで、情報成果物を記録した媒体がない場合には、当該情報成果物を自己の支配下に置くことであり、例えば、当該情報成果物を電子メール等により親事業者が受信して親事業者が使用するハードディスクに記録されることや、下請事業者が親事業者の事務所に常駐して情報成果物を作成し親事業者のハードディスクに記録することなどです。

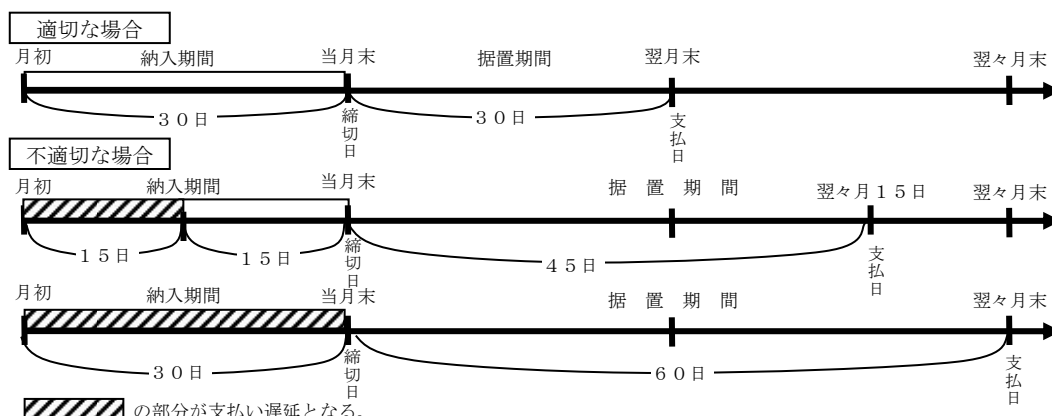
**役務提供委託**では受領という概念はなく、「支払期日」の起算日は、「下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日（役務提供に日数を要する場合は役務提供が終了した日）」となります。

### ○月単位の締切制度

下請代金は、下請事業者の給付の受領後 60 日以内に支払わなければならないものですが、継続的な取引において、毎月の特定期日に下請代金を支払うこととする月単位の締切制度を採用している場合があります。例えば、「毎月末日納品締切、翌月末日支払」といった締切制度が考えられますが、月によっては 31 日の月（大の月）もあるため、当該締切制度によれば、月の初日に給付を受領したものの支払が、受領から 61 日目又は 62 日目の支払となる場合があります。このような場合、結果として給付の受領後 60 日以内に下請代金が支払われないこととなりますが、下請法の運用に当たっては、「受領後 60 日以内」の規定を「受領後 2 か月」として運用しており、大の月（31 日）も小の月（30 日）も同じく 1 か月として運用しているため、支払遅延として問題とはしていません（後記「☆ 役務提供委託における例外的な支払期日の起算日」の場合も、同様に運用しています。）。

なお、**検収締切制度を採用する場合**、検査に相当日数を要する場合がありますが、検査をするかどうかを問わず、受領日から 60 日以内において、かつ、できる限り短い期間内に設定した支払期日に下請代金を支払う必要があることから、**検査に要する期間を見込んだ支払制度とする必要**があります。

### <月末締めによる支払制度にしたときの注意点>



#### ☆ 情報成果物作成委託における例外的な支払期日の起算日（受領日）

情報成果物作成委託では、親事業者が作成の過程で、下請事業者の作成内容の確認や今後の作業の指示等を行うために情報成果物を一時的に親事業者の支配下に置く場合があります。この時点では当該情報成果物が委託内容の水準に達し得るかどうかが明らかではない場合において、あらかじめ親事業者と下請事業者との間で、親事業者が自己の支配下に置いた当該情報成果物が一定の水準を満たしていることを確認した時点で給付を受領したこととすることを合意している場合には、親事業者が当該情報成果物を自己の支配下に置いたとしても直ちに受領したものとはせず、自己の支配下に置いた日を支払期日の起算日とはしていません。ただし、3条書面に記載した納期において、当該情報成果物が親事業者の支配下にあれば、内容の確認が終了しているかどうかにかかわらず、当該納期に受領したものとして、支払期日の起算日とします。

なお、このような取扱いとしているのは、情報成果物の場合、外形的には全く内容が分からないことから特に認めているものであり、製造委託、修理委託の場合には認められませんので注意が必要です。

#### ☆ 役務提供委託における例外的な支払期日の起算日

役務提供委託では、「支払期日」の起算日は、「下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日（役務提供に日数を要する場合は役務提供が終了した日）」であり、原則として、下請事業者が提供する個々の役務に対してそれぞれ「支払期日」を設定しなければなりません。

ただし、個々の役務が連続して提供される役務であって、次の①から③までの全ての要件を満たせば、月単位で設定された締切対象期間の末日に当該役務が提供されたものとして扱われます。

- ① 下請代金の支払は、下請事業者と協議の上、月単位で設定される締切対象期間の末日までに提供した役務に対して行われることがあらかじめ合意され、その旨が3条書面に明記されていること。（例：支払期日欄に「毎月〇日締切、翌月（翌々月）〇日支払」と記載する。）
- ② 3条書面に、当該期間の下請代金の額（算定方法も可）が明記されていること。
- ③ 下請事業者が、連続して提供する役務が同種のものであること。

つまり、この場合には、締切後60日（2か月）以内に下請代金を支払うことが認められます。

なお、個々の役務が連続して提供される期間が1か月未満の役務提供委託の場合には、当該期間の末日に役務が提供されたものとします。

#### ○やり直しをさせた場合の支払期日の起算日

下請事業者の給付に瑕疵があるなど、下請事業者の責めに帰すべき理由があり、下請代金の支払前（受領後60日以内）にやり直しをさせる場合には、やり直しをさせた後の物品等又は情報成果物を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者が役務を提供した日）が支払期日の起算日となります。

#### ○支払遅延に該当する違反行為事例

- ① 検査完了をもって納入があったものとみなし、当月末日までに納入されたものであっても検査完了が翌月となった場合には翌月に納入があったものとして計上していたため、一部の給付に対する下請代金の支払が、下請事業者の給付を受領してから60日を超えて支払われていた。

- ② 毎月 25 日納品締切・翌々月 5 日支払の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから 60 日を超えて下請代金を支払っていた。
- ③ 一部の材料について、緊急時の受注に対応するためとして、常に一定量を納入させこれを倉庫に保管し、使用した分についてのみ支払の対象とする使用高払方式を採っていたため、納入されたものの一部について支払遅延が生じていた。
- ④ 下請事業者から指定納期の属する月より前に納品があった場合にはその時点で受領しているにもかかわらず、当該物品に係る買掛金を指定納期の属する月に計上していたため、指定納期の属する月より前に納品された分について支払遅延が生じていた。
- ⑤ 毎月末日納品締切、翌月末日支払の支払制度を採っているところ、下請事業者からの請求書の提出遅れや伝票処理の遅れを理由に、下請事業者の給付を受領してから 60 日を超えて下請代金を支払っていた。

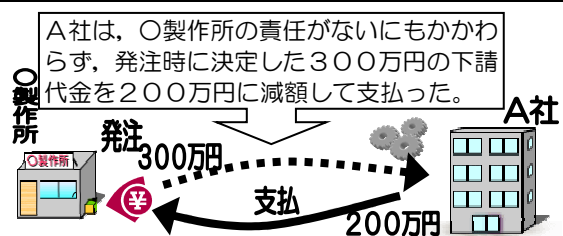
☆ 金融機関の休業日

下請代金を毎月の特定期日に金融機関を利用して支払うこととしている場合に、当該支払日が金融機関の休業日に当たることがあります。このような場合、支払日が土曜日又は日曜日に当たるなど支払を順延する期間が 2 日以内である場合であって、親事業者と下請事業者との間で支払日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ書面で合意している場合には、結果として受領日から 60 日（2 か月）を超えて下請代金が支払われても問題とはされません。

なお、順延後の支払期日が受領日から起算して 60 日（2 か月）以内となる場合には、下請事業者との間であらかじめその旨合意・書面化されていれば、金融機関の休業日による順延期間が 2 日を超えても問題とされません。

### 3 下請代金の減額の禁止（第 4 条第 1 項第 3 号）

「下請代金の減額」とは、親事業者が、「下請事業者の責に帰すべき理由」がないのに、発注時に定めた下請代金の額を減ずることをいいます。



○「歩引き」や「リベート」等の減額の名目、方法、金額の多少を問わず、発注後いつの時点で減じても下請法違反となります。また、仮に親事業者と下請事業者との間で下請代金の減額等についてあらかじめ合意があったとしても、下請事業者の責めに帰すべき理由なく下請代金の額を減ずる場合は違反となります。

○下請事業者の責めに帰すべき理由

「下請事業者の責に帰すべき理由」があるとして、下請代金の額を減ずることが認められるのは、次の場合に限られます。

- ① 下請事業者の責めに帰すべき理由（瑕疵の存在、納期遅れ等）があるとして、受領拒否又は返品することが下請法違反とならない場合に、受領拒否又は返品をして、その給付に係る下請代金の額を減ずるとき。
- ② 下請事業者の責めに帰すべき理由があるとして、受領拒否又は返品することが下請法違反とならない場合であって、受領拒否又は返品をせずに、親事業者自ら手直しをした場合に、手直しに要した費用など客観的に相当と認められる額を減ずるとき。
- ③ 瑕疵等の存在又は納期遅れによる商品価値の低下が明らかな場合に、客観的に相当と認められる額を減ずるとき。

### ● 下請代金の額を減ずること当たらない場合

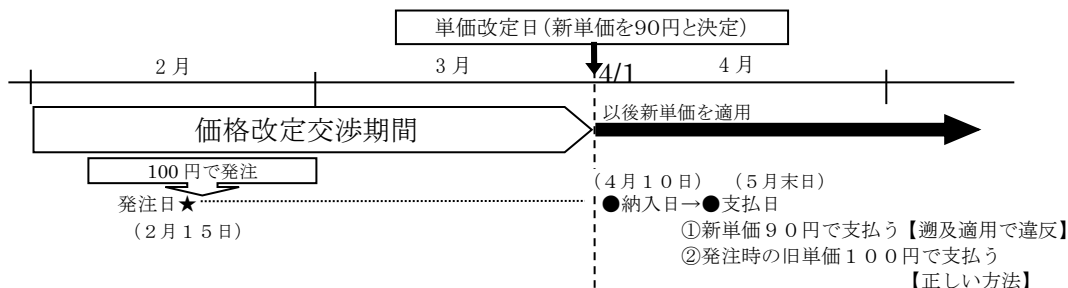
次の場合は、下請代金の額を「減ずること」には当たりません。

- ・ 下請事業者に販売した商品等の対価や貸付金等の弁済期にある債権を下請代金から差し引くこと。
- ・ 発注前に、下請代金を下請事業者の金融機関口座へ振り込む際の振込手数料を下請事業者が負担する旨の書面での合意があり、親事業者が金融機関に支払う実費の範囲内で当該手数料を差し引いて下請代金を支払うこと。
- ・ 下請事業者との間で支払手段を手形と定めているが、下請事業者の希望により一時的に現金で支払う場合に、親事業者の短期調達金利相当額を差し引いて下請代金を支払うこと。

### ○ 下請代金の額を減ずることの例

- ① 下請事業者との間で単価の引下げについて合意が成立し単価改定した場合、単価の引下げの合意日前に旧単価で発注されているものにまで新単価を遡及適用して下請代金の額から旧単価と新単価との差額を差し引くこと（新単価の遡及適用）。

<遡及適用の図>



- ② 消費税・地方消費税額相当分を支払わないこと。
- ③ 下請事業者と書面で合意することなく、下請代金を銀行口座へ振り込む際の手数料を下請事業者負担させ、下請代金の額から差し引くこと。
- ④ 下請代金を下請事業者の銀行口座へ振り込む際の手数料を下請事業者負担させることを書面で合意している場合に、下請代金の額から金融機関に支払う実費を超えた振込手数料の額を差し引くこと。
- ⑤ 親事業者からの作成に必要な原材料等の支給の遅れ又は無理な納期指定によって生じた納期遅れ等を下請事業者の責任によるものとして、納期遅れによる商品価値の低下分とする額を

下請代金の額から差し引くこと。

- ⑥ 下請代金の支払に際し、端数が生じた場合、端数を1円以上の単位で切り捨てて支払うこと。
- ⑦ 支払手段としてあらかじめ「手形払」と定めているのを下請事業者の希望により一時的に現金払にした場合に、手形払の場合の下請代金の額から自社の短期調達金利相当額を超える額を差し引くこと。
- ⑧ 親事業者の客先からのキャンセル、市況変化等により不要品となったことを理由に下請代金の額から不要品の対価に相当する額を差し引くこと。
- ⑨ 販売拡大のために協力してほしいなどの名目をつけて、下請代金の額の何%かを下請代金の額から差し引くこと。
- ⑩ 単価の引下げ要求に応じない下請事業者に対して、あらかじめ定められた下請代金の額から一定の割合又は一定額を差し引くこと。
- ⑪ 販売拡大と新規販売ルートの獲得を目的としたキャンペーンの実施に際し、下請事業者に対して、下請代金の総額はそのままして、現品を添付させて納入数量を増加させること。

#### ☆ ボリュームディスカウント等合理的理由に基づく割戻金

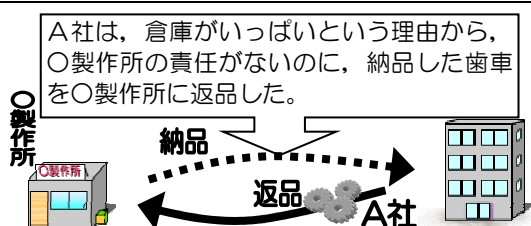
①ボリュームディスカウント等合理的理由に基づく割戻金（例えば、親事業者が、下請事業者に対し、一定期間内に、一定数量を超えた発注を達成した場合に、下請事業者が親事業者に対して支払う割戻金）であって、あらかじめ、②当該割戻金の内容が取引条件として合意・書面化されており、③当該書面における記載と3条書面に記載されている下請代金の額とを合わせて実際の下請代金の額とすることが合意され、かつ、④3条書面と割戻金の内容が記載されている書面との関連付けがなされている場合には下請代金の減額には当たりません。ここでいう「合理的理由」とは、ボリューム及び割戻金の設定に合理性があるものであって、具体的には発注数量の増加とそれによる単位コストの低減により、当該品目の取引において下請事業者の得られる利益が、割戻金を支払ってもなお従来よりも増加することを意味します。

したがって、①対象品目が特定されていない発注総額の増加のみを理由に割戻金を求めることはボリュームディスカウントには該当しません。また、②単に、将来の一定期間における発注予定数量を定め、発注数量の実績がそれを上回るものは該当しません。特定の品目の一定期間A（例えば新年度の1年間）における発注予定数量が、基準となる過去の対応する一定期間B（例えば前年度の1年間）において実際に発注した実績を上回るとともに、それに伴い、下請事業者が、割戻金を支払ったとしても、期間Aにおいて得る利益が期間Bにおける利益を上回ることとなる必要があります。

なお、現在のところ、合理的な理由に基づく割戻金と認められるものは、ボリュームディスカウントのみです。

## 4 返品禁止（第4条第1項第4号）

「返品」とは、親事業者が、「下請事業者の責に帰すべき理由」がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請事業者はその給付に係る物を引き取らせることをいいます。





親事業者は、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者から納入された物品等又は情報成果物を受領した後に、下請事業者に当該物品等又は情報成果物を返品すると下請法に違反となります。親事業者の取引先からのキャンセルや商品の入替え等の名目や数量の多寡を問わず、また、仮に親事業者と下請事業者との間で返品することについて合意があったとしても、下請事業者の責めに帰すべき理由なく返品することは、下請法違反となります。

#### ○ 下請事業者の責めに帰すべき理由

「下請事業者の責に帰すべき理由」があるとして返品することができるのは、次の場合で、かつ、後記「検査と返品することのできる期間」に示した期間内に限られます。

① 下請事業者の給付の内容が3条書面に明記された委託内容と異なる場合

② 下請事業者の給付に瑕疵等がある場合

※ただし、次のような場合は、委託内容と異なること又は瑕疵等があることを理由として返品することは認められません。

ア 3条書面に委託内容が明確に記載されておらず、又は検査基準が明確でない等のため、下請事業者の給付の内容が委託内容と異なることが明らかでない場合

イ 発注後に恣意的に検査基準を変更し従来の検査基準では合格とされた給付を不合格とした場合  
ウ 給付に係る検査を省略する場合、又は、給付に係る検査を親事業者が行わず、かつ、当該検査を下請事業者に文書で委任していない場合

#### ○検査と返品することのできる期間

「下請事業者の責に帰すべき理由」があるとして返品することができる期間は、下請事業者の給付の内容が委託内容と異なること又はその給付に瑕疵等があることが直ちに発見できるものか否かや、検査方法によって異なります。

##### ① 直ちに発見することができる瑕疵がある場合

給付の内容に直ちに発見することができる瑕疵がある場合、受領後速やかに返品することは認められます。

※次のような場合は、それぞれに記載の期間に返品することは認められます。

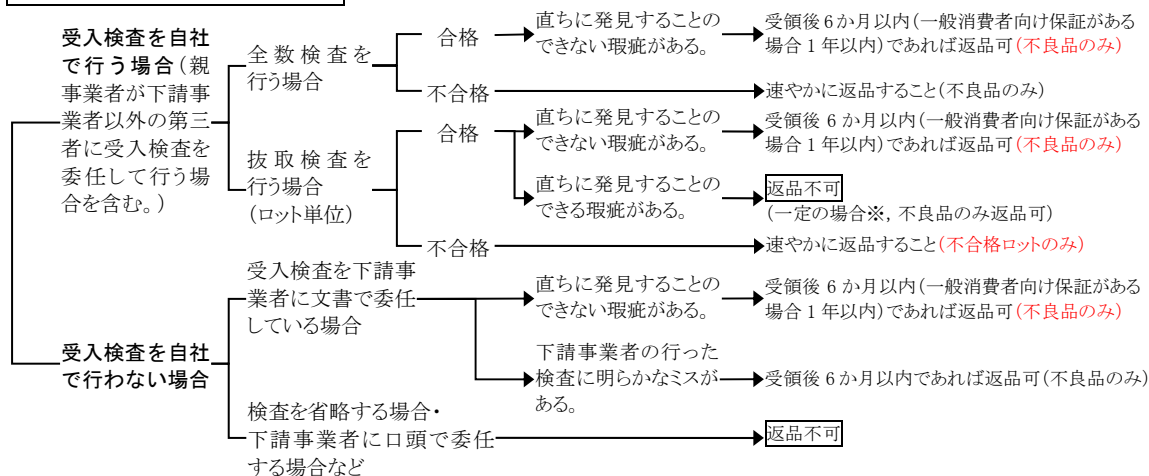
ア 親事業者がロット単位で抜取検査を行っているときに合格ロット中の不良品について返品する場合⇒当該給付に係る下請代金の最初の支払時までに行う返品（ただし、i 継続的な下請取引の場合において、ii あらかじめ返品することが合意・書面化されており、かつ、iii 当該書面と3条書面との関連付けがなされていなければなりません。i～iiiを全て満たさない場合には、合格ロット中の不良品について返品することは認められません。）。この場合、親事業者と下請事業者の間では、合格ロット内の不良品を返品することを前提に下請代金の額について十分な協議が行われる必要があり、これに反し、親事業者が一方的に従来と同様の単価を設定する場合は買ったときに該当するおそれがあります。また、検査を行わないで返品したり、物品を受領後、当該受領に係る最初の下請代金の支払時を超えて返品することは、違法な返品として下請法違反となるので、注意が必要です。

イ 下請事業者に検査を文書で委任している場合⇒下請事業者の検査に明らかな過失があったり、受領後6か月以内に返品する場合

##### ② 直ちに発見することができない瑕疵がある場合

給付の受領後6か月以内の返品は認められますが、6か月を超えた後に返品すると違反となります。ただし、一般消費者に対して6か月を超えて保証期間を定めている場合には、その保証期間に応じて最長1年以内であれば返品することが認められます。

### 検査方法と返品期間の関係



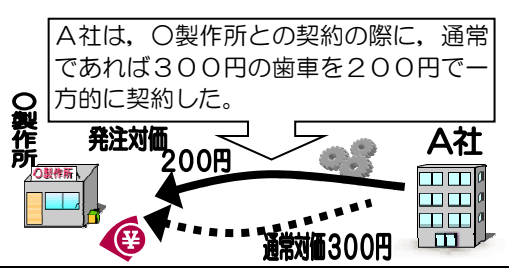
※①継続的な下請取引が行われている場合において、②あらかじめ、直ちに発見できる不良品について返品することが合意・書面化されており、かつ、③当該書面と3条書面との関連付けがなされているときに、④遅くとも、物品を受領後、当該受領に係る最初の支払時までには返品する場合。

### ●返品の禁止に該当する違反行為事例

- ① 納入された製品の検査を行っていない場合に、製品の受領後に不良品であることを理由として引き取らせた。
- ② 納入された機械部品を受領し、10か月後に瑕疵があるとの理由で引き取らせた。
- ③ 自己の店舗における商品の入替えを理由に、衣料品等を引き取らせた。
- ④ 委託した染加工をいったん受領後、以前には問題としていなかったような色むらを指摘して引き取らせた。
- ⑤ 受領した商品の検査を自社で行わず、かつ、下請事業者に対し、当該検査を文書で委任していない場合に、受領後に不良品であることを理由として引き取らせた。

## 5 買ったときの禁止(第4条第1項第5号)

「買ったとき」とは、親事業者が、発注に際して下請代金の額を決定する際に、発注した内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めることをいいます。



○「買ったとき」に該当するか否かは、次のような要素を勘案して総合的に判断されます。

- ① 下請代金の額の決定に当たり、下請事業者と十分な協議が行われたかどうかなど対価の決定方法
- ② 差別的であるかどうかなど対価の決定内容
- ③ 「通常支払われる対価」と当該給付に支払われる対価との乖離状況
- ④ 当該給付に必要な原材料等の価格動向

なお、「通常支払われる対価」とは、次のとおりです。

ア 下請事業者の給付と同種又は類似の給付について当該下請事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価（すなわち、市価のこと）をいいます。

イ 市価の把握が困難な場合は、下請事業者の給付と同種又は類似の給付に係る従来の取引価格をいいます。

#### ★ 買ったときに該当するおそれのある行為事例

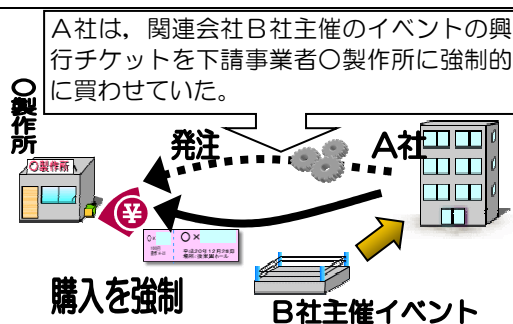
- ① 多量の発注をすることを前提として下請事業者に見積りの見積りをさせ、その見積単価を少量の発注しかしない場合の単価として下請代金の額を定めること。
- ② 下請事業者に見積りをさせた段階より発注内容が増えたにもかかわらず、下請代金の額の見直しをせず、当初の見積価格を下請代金の額として定めること。
- ③ 一律に一定比率で単価を引き下げて下請代金の額を定めること。
- ④ 親事業者の予算単価のみを基準として、一方的に通常支払われる対価より低い単価で下請代金の額を定めること。
- ⑤ 合理的な理由がないにもかかわらず、特定の下請事業者を差別して取り扱い、他の下請事業者より低い下請代金の額を定めること。
- ⑥ 同種の給付について、特定の地域又は顧客向けであることを理由に、通常支払われる対価より低い単価で下請代金の額を定めること。
- ⑦ 情報成果物作成委託において給付の内容に知的財産権が含まれている場合、当該知的財産権の対価について、下請事業者と協議することなく、一方的に通常支払われる対価より低い額を定めること。

#### ○ 「買ったときの禁止」と「下請代金の減額」との関係

「買ったとき」は、親事業者が下請事業者に発注する時点で生ずるものであるのに対し、「下請代金の減額」は、一旦決定された下請代金の額を事後に減ずるものです。

## 6 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）

「購入・利用強制」とは、親事業者が、正当な理由（下請事業者の給付の内容の均一性を維持するためなど）がないのに、親事業者の指定する製品（含他社製品）・原材料等を強制的に下請事業者を購入させたり、サービス等を強制的に下請事業者を利用して対価を支払わせたりすることをいいます。



○ 購入・利用強制の対象となるものには、親事業者の指定する「物」に限らず、例えば、保険、リース、インターネット・プロバイダ等のサービスも含まれます。また、自社の製品やサービスだけではなく、自社の取引先である特約店・卸売店又は自社の子会社・関係会社等の製品やサービスも含まれます。

### ○ 強制か任意かの判断

任意に購入等を依頼する場合は購入・利用強制に該当しませんが、下請取引においては、親事業者が任意に購入等を依頼したと思っても、下請事業者にとってはその依頼を拒否できない場合もあり得るので、事実上、下請事業者に購入等を余儀なくさせていると認められる場合には、下請法に違反となります。

#### ★ 購入・利用強制に該当するおそれのある行為

- ① 購買・外注担当者等下請取引に影響を及ぼすこととなる者が下請事業者に購入・利用を要請すること。
- ② 下請事業者ごとに目標額又は目標量を定めて購入・利用を要請すること。
- ③ 下請事業者に対して、購入又は利用しなければ不利益な取扱いをする旨示唆して購入・利用を要請すること。
- ④ 下請事業者が購入・利用する意思がないと表明したにもかかわらず、又はその表明がなくとも明らかに購入・利用する意思がないと認められるにもかかわらず、重ねて購入・利用を要請すること。
- ⑤ 下請事業者から購入する旨の申出がないのに、一方的に下請事業者に物を送付すること。

### ○ 購入・利用強制に該当する違反行為事例

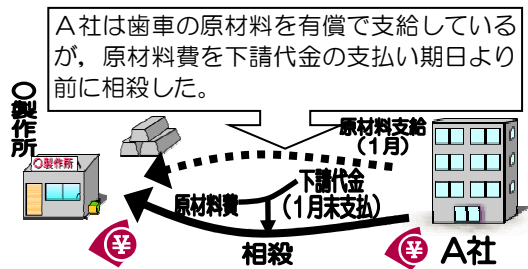
- ① 自社製品の販促キャンペーンを実施するに当たり、下請事業者も販売の対象とし、購買・外注担当者を通じて自社製品の購入を再三要請し、購入させた。
- ② 外注担当者を通じ下請事業者に対して自社が取り扱っている損害保険の利用を要請し、契約させた。
- ③ 自社が開催する有料イベントの売上を増やすため、下請事業者に対して当該イベントの入場チケットの購入を要請し、購入させた。
- ④ 購買担当者を通じて、自社の取引先の映画チケットの購入先を紹介するよう下請事業者に要請したところ、下請事業者は購入先を紹介することができず、自ら映画チケットを購入することを余儀なくされた。

## 7 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）

親事業者は、下請事業者が親事業者の下請法違反行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、その下請事業者に対して取引数量を減じたり、取引を停止したり、その他不利益な取扱いをすると下請法違反となります。

## 8 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）

「有償支給原材料等の対価の早期決済」とは、親事業者が、下請事業者の給付に必要な半製品、部品、附属品又は原材料を有償で自己から購入させた場合に、「下請事業者の責めに帰すべき理由」がないのに、この有償支給原材料等を用いる給付に対する下請代金の支払期日より早い時期に、当該原材料等の全部又は一部の対価を下請事業者に支払わせたり下請代金から控除したりすることをいいます。



○ 親事業者が下請事業者に原材料等を有償で支給する場合に、その原材料等の対価の決済を当該有償支給した原材料等を用いて製造した物品等の下請代金の支払期日より早い時期に支払わせたり下請代金から控除したりすることにより、下請事業者の利益を不当に害すると下請法に違反します。

○ 原材料等を有償で支給する場合、早期決済にならないようにするためには、有償支給原材料等を使って製造等を行い、納入される物品の下請代金の支払制度や検査期間、下請事業者の加工期間を考慮して、下請代金の支払と有償支給原材料等の対価の決済が「見合い相殺」になる仕組みにしておくことが大切です。

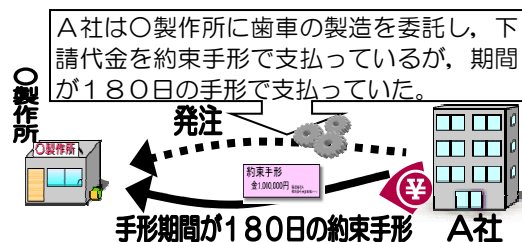
○ 「下請事業者の責めに帰すべき理由」としては、次のような場合が考えられます。

- ① 下請事業者が支給された原材料等を毀損し、又は損失したため、親事業者に納入すべき物品の製造が不可能となった場合
- ② 支給された原材料等によって不良品や注文外の物品を製造した場合
- ③ 支給された原材料等を他に転売した場合

## 9 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）

下請事業者に対し下請代金を手形で支払う場合、支払期日までに一般の金融機関で割引くことが困難な手形を交付することにより、下請事業者の利益を不当に害すると下請法違反となります。

注：「一般の金融機関」とは、銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫等の預貯金の受入れと資金の融通を併せて業とする者をいい、貸金業者は含まれません。

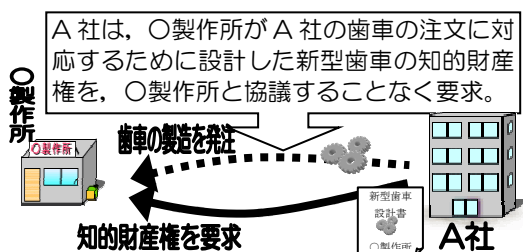


○ 「割引を受けることが困難であると認められる手形」とは、一般的に言えば、その業界の商慣行、親事業者と下請事業者との取引関係、その時の金融情勢等を総合的に勘察

して、ほぼ妥当と認められる手形期間を超える長期の手形と解されており、従来の運用では繊維業が 90 日（3 か月）、その他の業種は 120 日（4 か月）を超える手形期間の手形を長期の手形としていましたが、平成 28 年 12 月 14 日付けの通達（67 頁、資料 4）により、手形等のサイトについては、段階的に短縮に努めることとし、将来的には 60 日以内とするよう努めることとされました。

## 10 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第 4 条第 2 項第 3 号）

「不当な経済上の利益の提供要請」とは、親事業者が、下請事業者に対し、自己のために協賛金、従業員の派遣等の経済上の利益を提供させることをいいます。



○ 下請事業者に対して、親事業者のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害すると下請法違反となります。

### ○ 下請事業者の利益を不当に害すること

下請事業者が、「経済上の利益」を提供することが製造委託等を受けた物品等の販売促進につながるなど、直接の利益になる（提供することによる利益が不利益を上回る）ものとして、自由な意思により提供する場合には「下請事業者の利益を不当に害する」ものであるとはいえません。しかし、親事業者の決算対策等を理由とした協賛金の要請等下請事業者の直接の利益とならない場合や、下請事業者が「経済上の利益」を提供することと、下請事業者の利益との関係を親事業者が明確にしないで提供させる場合（虚偽の数字を示して提供させる場合も含む。）には、下請法上、問題となります。

### ★ 不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれのある行為

- ① 購買・外注担当者等下請取引に影響を及ぼすこととなる者が金銭・労働力の提供を要請すること。
- ② 下請事業者ごとに目標額又は目標量を定めて金銭・労働力の提供を要請すること。
- ③ 要請に応じなければ不利益な取扱いをする旨示唆して金銭・労働力の提供を要請すること。

### ★ 知的財産権の取扱い

情報成果物等の作成に関し、親事業者が下請事業者に発生した知的財産権を、作成の目的たる使用の範囲を超えて無償で譲渡・許諾させることは、「不当な経済上の利益の提供要請」に該当します。

### ★ 無償での技術指導、試作品の製造等

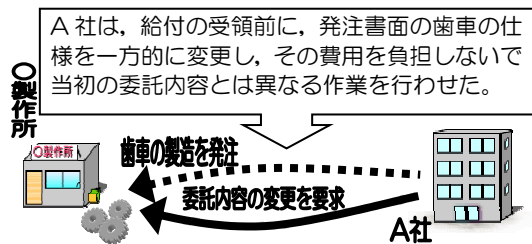
下請事業者に対し、無償での技術指導や試作品の製造等を行わせることにより下請事業者の利益を不当に害する場合には、「不当な経済上の利益の提供要請」に該当します。

### 不当な経済上の利益の提供の要請に該当する違反行為事例

- ① 下請事業者に対し、展示用のインテリア製品を無償で提供させた。
- ② 下請事業者の従業員を親事業者の事業所に常駐させ、実際には当該下請事業者への発注とは無関係の事務を行わせた。
- ③ 貨物運送を委託している下請事業者に対し、委託した取引とは関係のない貨物の積み下ろし作業をさせた。

## 1 1 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

「不当な給付内容の変更や不当なやり直し」とは、親事業者が、「下請事業者の責めに帰すべき理由」がないのに、下請事業者の給付の内容を変更させ、又は下請事業者の給付を受領した後に給付をやり直させることをいいます。



○ 親事業者は、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領前にその内容を変更させ、又は受領後に（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした後に）給付のやり直しをさせることにより、下請事業者の利益を不当に害すると下請法に違反となります。

「給付内容の変更」とは、給付の受領前に、3条書面に記載されている給付の内容を変更し、当初委託した内容とは異なる作業を行わせることです。発注の取消し（契約の解除）も「給付内容の変更」に該当します。「やり直し」とは、給付の受領後に、給付に関して追加的な作業を行わせることです。

### ○ 下請事業者の利益を不当に害すること

給付内容の変更ややり直しによって、下請事業者がそれまでに行った作業が無駄になり、又は下請事業者にとって当初委託された内容にはない追加的な作業が必要となった場合に、親事業者がその費用を負担しないことは、下請事業者の利益を不当に害することになります。

☆ 「給付内容の変更」又は「やり直し」のために必要な費用を親事業者が負担するなどにより、下請事業者の利益を不当に害しないと認められる場合には、不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの問題とはなりません。

- 「**下請事業者の責めに帰すべき理由**」があるとして、親事業者が費用を全く負担することなく、下請事業者に対して「**給付内容の変更**」又は「**やり直し**」をさせることが認められるのは、次の場合に限られます。

- ① 給付を受領する前に、下請事業者の要請により給付の内容を変更する場合  
② 給付を受領する前に下請事業者の給付の内容を確認したところ、給付の内容が3条書面に明記された委託内容とは異なること又は下請事業者の給付に瑕疵等があることが合理的に判断され、給付の内容を変更させる場合  
③ 下請事業者の給付の受領後、下請事業者の給付の内容が3条書面に明記された委託内容と異なるため又は下請事業者の給付に瑕疵等があるため、やり直しをさせる場合

☆「**返品**の禁止」と「**やり直し**」との関係

受領した物品等を返して、再び受け取らないことは、「**返品**」に該当します。受領した物品等を一旦下請事業者に戻していても、それを修補させて再納入させたり、良品に交換させたりすることは、「**やり直し**」に該当します。

○ 「**不当な給付内容の変更**」又は「**不当なやり直し**」に該当する場合

次の場合には、親事業者が費用の全額を負担することなく、変更又はやり直しを要請することは認められません。

- ① 下請事業者の給付の受領前に、下請事業者から給付の内容を明確にするよう求めがあったにもかかわらず親事業者が正当な理由なく仕様を明確にせず、下請事業者に継続して作業を行わせ、その後、給付の内容が当初委託した内容と異なるとする場合  
② 取引の過程において、委託内容について下請事業者が提案し、確認を求めたところ、親事業者が了承したので、下請事業者が当該内容に基づき製造等を行ったにもかかわらず、給付の内容が当初委託した内容と異なるとする場合  
③ 恣意的に検査基準を厳しくし、当初委託した内容と異なる又は瑕疵等があるとする場合  
④ **通常の検査で瑕疵等のあること又は委託内容と異なることを直ちに発見できない下請事業者からの給付について、受領後1年を経過した場合**。ただし、親事業者が顧客等（一般消費者に限られない。）に対して1年を超えた瑕疵担保期間を契約している場合に、親事業者と下請事業者がそれに応じた瑕疵担保期間をあらかじめ定めている場合は除かれます。

(注) 通常の検査で直ちに発見できる瑕疵の場合、発見次第速やかにやり直しをさせる必要があります。

○ **給付内容の変更・やり直しをさせた場合の「書面の交付」と「取引記録の保存」**



取引の過程で、3条書面に記載されている給付の内容を変更し又は明確化した場合には、親事業者は、これらの内容を記載した書面を下請事業者に交付し、下請法第5条の規定に基づき作成・保存しなければならない書類の一部として保存する必要があります。

なお、当初委託した内容と異なる作業を要請することが新たな製造委託等をしたと認められる場合には、3条書面を改めて交付する必要があります。

○ **不当な給付内容の変更又は不当なやり直しに該当する違反行為事例**

- ① 取引先からの発注内容が変更されたことを理由として、下請事業者に対し、やり直しをさせ、それによって生じた費用を負担しなかった。
- ② 輸出向け製品の売行きが悪く製品在庫が急増したという理由で、下請事業者が要した費用を支払うことなく、発注した部品の一部の発注を取り消した。
- ③ いったん親事業者のプロデューサーの審査を受けて受領された番組について、これの試写を見た親事業者の役員の意見により、下請事業者に撮り直しをさせたにもかかわらず、撮り直しに要した下請事業者の費用を負担しなかった。
- ④ 下請事業者は清掃に必要な清掃機器及び人員を手配したところ、親事業者が発注を取り消したにもかかわらず、下請事業者が要した費用を負担しなかった。